

松江市から新型コロナウイルス 感染症予防のお願い



Vol.19

新型コロナウイルス感染症が急拡大しています。

ご自身や家族が陽性になった場合に備えて、以下のことを確認しておきましょう。

1. ご自身が陽性と診断されたら



Q1 保健所からの連絡は、いつ頃くるのですか？

A1 診断した医師から保健所への届出によって、保健所の対応が開始されます。原則として、保健所からの連絡は陽性が判明した（医師が届け出た）当日になります。ただし、感染者数の急増する局面では、翌日以降となることがあります。陽性判明後、保健所からの連絡前に、体調が悪くなった場合には、かかりつけ医または検査を受けた医療機関に相談ください。なお、かかりつけ医がない方は、健康相談コールセンター（0852-33-7638）まで相談いただければ、受診できる医療機関を紹介します。

Q2 療養期間はいつまでですか？

A2 症状のある方は、発症した日の翌日から10日間の療養が必要です。

0日	1日	・・・	7日	8日	9日	10日
症状あり 発症日			症状 軽快			解除



※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状（咳や息苦しさなど）が改善傾向にある状態のことをいいます。

※解除となる日の24時までは自宅での療養をお願いします。

症状のない方は、陽性が判明した検査の検体を採取した日の翌日から7日間の療養後、8日目に療養解除となります。

0日	1日	・・・	7日	8日
症状なし 検体採取日				解除

当初症状のなかった方が、療養期間中に発症した場合は、あらためて発症した翌日から10日間の療養となります。

外出を自粛し自宅で療養いただくため、日頃から食料・日用品の備蓄にご留意ください。

2. 同居する家族が陽性となったら



Q3 同居の家族が陽性と診断されました。どうすればよいですか？

A3 陽性者と同居している家族等は、濃厚接触者となります。
外出を自粛して、自宅などでの待機をお願いします。
症状がある場合には、A1と同様にかかりつけ医など医療機関に相談のうえ、
受診してください。

Q4 外出は一切できませんか？

A4 濃厚接触者の方は、仕事・学校・保育所などを休み、不要不急の外出は
控えてください。
ただし、食料・日用品、医薬品の購入などの外出は可能です。
外出する際は、マスクの着用などの感染対策を講じてください。
次のA5に示す期間が経過すれば、検査の必要はなく普段の生活に戻ってい
ただいて構いません。

Q5 外出自粛の期間はどれくらいですか？

A5 濃厚接触者となった同居家族等の場合、陽性者の発症日（症状がない場合は
検体を採取した日）または自宅で感染対策をとった日のいずれか遅い日の翌日から
5日間で、6日目に外出自粛解除となります。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
家族の発症日 または 最終接触日						解除

ただし、2日目と3日目に抗原定性検査キット※で自ら陰性を確認できれば
3日目から外出自粛が解除できます。

0日目	1日目	2日目	3日目
家族の発症日 または 最終接触日		検査陰性	検査陰性 解除

(※)抗原定性検査キットの購入
費用は自己負担となります。
医療用として薬事承認された
ものを用いる必要があります。

別の同居家族等が発症した場合は、あらためて「その発症日」を基準に外出自粛
期間を延長してください。

いずれの場合も、外出自粛解除の判断を保健所に確認する必要はありませんが、
7日間経過するまでは自主的な健康観察とともに、会食や重症化リスクの高い方
との接触などを避け、基本的な感染対策の徹底をお願いします。

市からの情報
はこちら



市Twitter



市ホームページ

